

令和6年12月26日

事業者のみなさまへ

大阪広域環境施設組合

標準契約書の改正及び本組合契約の取扱いについて

標題について、契約の適正性を確保するため、次のとおり標準契約書及び特約条項を改正しますので、周知いたします。また、改正前の標準契約書によって締結した契約の取扱いについても併せて周知いたしますので、ご確認いただきますようお願いいたします。

記

1 改正する標準契約書

別紙1 改正契約書一覧のとおり

2 改正内容等

(1) 標準契約書（詳細な改正内容は別紙2のとおり）

ア 標準契約書「業務委託契約書（長期継続契約用）」への「概算契約」条項の追加

長期継続契約ガイドラインの制定や調達における年度当初からの履行及び契約に係る入札手続きの取扱いの見直しが行われたことを契機に、当初年度0円の長期継続契約の活用などが増加することが見込まれるため、標準契約書「業務委託契約書（長期継続用）」に「概算契約」条項を追加する改正を行う。

また、既に「概算契約」条項が盛り込まれている標準契約書「業務委託契約書（成果物型）」及び「業務委託契約書（経常型）」についても、所要の文言修正を行う。

イ 全標準契約書への情報通信技術を利用した意思表示を可能とする条項の追加

従前の標準契約書では、紛争時の証拠の確保の要請等から、発注者と受注者の間の行為は書面主義としているところ、国では建設業法の趣旨に則り情報通信技術を利用して意思表示を行うことを可能としていることなどを勘案し、標準契約書「工事請負契約書」を含む全ての標準契約書について、法令等に反しない限り情報通信技術を利用して意思表示を行うことを可能とする条項を追加する改正を行う。

ウ 長期継続契約や長期借入契約時の違約金等の算定の基礎とする額等の改正

違約金や契約保証金の算定の基礎とする額については、予算の確保が出来ている額を基準とするべきとの考えから初年度の契約金額を一年あたりの額に換算した額としていたところ、契約自体が総額で成立していることや、初年度の契約金額が0円となる契約もありうることから違約金や契約保証金の算定の基礎とする額を契約総額と改める。

また、長期継続契約を行う業務委託契約の延滞違約金の算出方法について、契約最終年度の契約期間が1年未満のときには、履行遅延のあった年度分の部分払金のみ控除する規定となっていたため、結果的に業務を求めていない月分も延滞違約金として請求する規定になっており受注者に過大な負担を負わせるおそれがあったことから、予定総額から支払い済みの部分を控除した額を基礎として延滞違約金を算出するよう改める。

(2) 特約条項（詳細な制定内容は別紙3のとおり）

物品借入契約において、借り入れた物品の保守に関する規定がなく、契約相手方と保守業者間のみ契約に基づいて保守が行われ、本組合は十分な把握をしていない状況であったため、本組合から参加停止措置や入札等除外措置を受けている事業者が本組合契約の保守を行うおそれもあることから、物品の保守は、業務委託契約における再委託と同様に規定するため、保守業務にかかる特約条項を新たに制定する。

3 本市契約の取扱いについて

(1) 既に改正前の契約書で締結している契約

・本改正に伴う契約変更等の手続きは不要とします。

(2) 令和7年1月1日以降に発注する契約

・令和7年1月1日以降に発注する契約については、順次改正後の契約書を使用することとします。

4 担当

大阪広域環境施設組合総務部経理課（契約担当）

電話 06-6630-3334

改正契約書の一覧

No.	標準契約書の名称
1	工事請負契約書
2	物品買入契約書
3	物品買入契約書（石油製品の単価契約）
4	物品買入契約書（単価契約）
5	印刷請負契約書
6	修繕請負契約書
7	物品借入契約書
8	物品長期借入契約書
9	物品長期借入契約書（単価契約）
10	物品売払契約書
11	物品売払契約書（単価契約）
12	物品売払契約書（回収金属の単価契約）
13	業務委託契約書（成果物型）
14	業務委託契約書（経常型）
15	業務委託契約書（単価契約用）
16	業務委託契約書（長期継続契約用）
17	業務委託契約書（システム開発・改修用）
18	業務委託契約書（システム運用・保守用）
19	業務委託契約書（システム運用・保守用）（長期継続契約用）
20	土木設計等業務委託契約書
21	測量等業務委託契約書
22	建築設計業務委託契約書
23	建築工事監理業務委託契約書

工事請負契約書の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）をこれに対応する改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものを加える。

改正後	改正前
<p><u>（情報通信の技術を利用する方法）</u></p> <p><u>第52条</u> この契約書において書面により行わなければならないこととされている催告、請求、通知、報告、申出、承諾、解除及び指示は、建設業法その他の法令に違反しない限りにおいて、電磁的方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。</p> <p>（補 則）</p> <p><u>第53条</u> [略]</p>	<p>[新設]</p> <p>（補 則）</p> <p><u>第52条</u> [同左]</p>
<p>備考 表中の[]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	
<p>附 則</p> <p>この標準契約書の改正は、令和7年1月1日から実施する。ただし、適用日以前に発注する契約について、使用することを妨げるものではない。</p>	

物品買入契約書の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）をこれに対応する改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものを加える。

改正後	改正前
<p><u>（情報通信の技術を利用する方法）</u></p> <p><u>第26条</u> この契約書において書面により行わなければならないこととされている催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、日本国の法令に違反しない限りにおいて、<u>電磁的方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。</u></p> <p>（補 則）</p> <p><u>第27条</u> [略]</p>	<p>[新設]</p> <p>（補 則）</p> <p><u>第26条</u> [同左]</p>
<p>備考 表中の[]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	
<p>附 則</p> <p>この標準契約書の改正は、令和7年1月1日から実施する。ただし、適用日以前に発注する契約について、使用することを妨げるものではない。</p>	

物品買入契約書（石油製品の単価契約）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）をこれに対応する改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものを加える。

改正後	改正前
<p><u>（情報通信の技術を利用する方法）</u></p> <p><u>第26条</u> この契約書において書面により行わなければならないこととされている催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、日本国の法令に違反しない限りにおいて、<u>電磁的方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。</u></p> <p>（補 則）</p> <p><u>第27条</u> [略]</p>	<p>[新設]</p> <p>（補 則）</p> <p><u>第26条</u> [同左]</p>
<p>備考 表中の[]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	
<p>附 則</p> <p>この標準契約書の改正は、令和7年1月1日から実施する。ただし、適用日以前に発注する契約について、使用することを妨げるものではない。</p>	

物品買入契約書（単価契約）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）をこれに対応する改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものを加える。

改正後	改正前
<p><u>（情報通信の技術を利用する方法）</u></p> <p><u>第25条</u> この契約書において書面により行わなければならないこととされている催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、日本国の法令に違反しない限りにおいて、<u>電磁的方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。</u></p> <p>（補 則）</p> <p><u>第26条</u> [略]</p>	<p>[新設]</p> <p>（補 則）</p> <p><u>第25条</u> [同左]</p>
<p>備考 表中の[]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	
<p>附 則</p> <p>この標準契約書の改正は、令和7年1月1日から実施する。ただし、適用日以前に発注する契約について、使用することを妨げるものではない。</p>	

印刷請負契約書の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）をこれに対応する改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものを加える。

改正後	改正前
<p>(個人情報等の管理義務)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>[2 略]</p> <p>3 受注者は、第1項の記録媒体等について、履行を完了した後、速やかに廃棄、消去又は返却等するものとする。ただし、廃棄又は消去する際は、発注者の承認又は立会いを得て実施することとし、廃棄又は消去が完了した際には、その旨を<u>書面</u>により発注者に報告する等適切な対応をとらなければならない。</p> <p>[4・5 略]</p> <p>(複写複製の禁止)</p> <p>第8条 受注者は、印刷を行うための記録媒体等及び記録媒体等上の個人情報等を複写又は複製してはならない。ただし、発注者より<u>書面</u>による同意を得た場合はこの限りでない。</p> <p>[2 略]</p> <p><u>(情報通信の技術を利用する方法)</u></p> <p><u>第44条 この契約書において書面により行わなければならないこととされている催告、指示、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除並びに第8条第1項に規定する書面に</u></p>	<p>(個人情報等の管理義務)</p> <p>第5条 [同左]</p> <p>[2 同左]</p> <p>3 受注者は、第1項の記録媒体等について、履行を完了した後、速やかに廃棄、消去又は返却等するものとする。ただし、廃棄又は消去する際は、発注者の承認又は立会いを得て実施することとし、廃棄又は消去が完了した際には、その旨を<u>文書</u>により発注者に報告する等適切な対応をとらなければならない。</p> <p>[4・5 同左]</p> <p>(複写複製の禁止)</p> <p>第8条 受注者は、印刷を行うための記録媒体等及び記録媒体等上の個人情報等を複写又は複製してはならない。ただし、発注者より<u>文書</u>による同意を得た場合はこの限りでない。</p> <p>[2 同左]</p> <p>[新設]</p>

<p><u>よる同意は、日本国の法令に違反しない限りにおいて、電磁的方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。</u></p> <p>(補 則)</p> <p><u>第45条</u> [略]</p>	<p>(補 則)</p> <p><u>第44条</u> [同左]</p>
<p>備考 表中の[]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	
<p>附 則</p> <p>この標準契約書の改正は、令和7年1月1日から実施する。ただし、適用日以前に発注する契約について、使用することを妨げるものではない。</p>	

修繕請負契約書の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）をこれに対応する改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものを加える。

改正後	改正前
<p><u>（情報通信の技術を利用する方法）</u></p> <p><u>第42条</u> この契約書において書面により行わなければならないこととされている催告、請求、通知、報告、申出、承諾、解除及び指示は、日本国の法令に違反しない限りにおいて、電磁的方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。</p> <p>（補 則）</p> <p><u>第43条</u> [略]</p>	<p>[新設]</p> <p>（補 則）</p> <p><u>第42条</u> [同左]</p>
<p>備考 表中の[]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	
<p>附 則</p> <p>この標準契約書の改正は、令和7年1月1日から実施する。ただし、適用日以前に発注する契約について、使用することを妨げるものではない。</p>	

物品借入契約書の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）をこれに対応する改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものを加える。

改正後	改正前
<p>(改造等の場合の<u>承諾</u>)</p> <p>第20条 発注者は物品（装置）の改造又は他の器具を付加することについては、あらかじめ<u>受注者の書面による承諾</u>を得るものとする。</p> <p><u>(情報通信の技術を利用する方法)</u></p> <p><u>第31条 この契約書において書面により行わなければならないこととされている催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、日本国の法令に違反しない限りにおいて、電磁的方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。</u></p> <p>(補 則)</p> <p><u>第32条</u> [略]</p>	<p>(改造等の場合の<u>文書による了解</u>)</p> <p>第20条 発注者は物品（装置）の改造又は他の器具を付加することについては、あらかじめ<u>受注者の承諾</u>を得るものとする。</p> <p>[新設]</p> <p>(補 則)</p> <p><u>第31条</u> [同左]</p>
<p>備考 表中の[]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	
<p>附 則</p> <p>この標準契約書の改正は、令和7年1月1日から実施する。ただし、適用日以前に発注する契約について、使用することを妨げるものではない。</p>	

物品長期借入契約書の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）をこれに対応する改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものを加える。

改正後	改正前
<p>(頭書)</p> <p><u>契約金額（予定総額）</u></p> <p><u>年度別内訳は別紙のとおり</u></p> <p>[削る]</p> <p>(契約の保証)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 前項の保証に係る契約保証金の額又は保証金額は、一般競争入札においては<u>契約金額</u>を一年あたりの額に換算した額（借入期間が12月未満の場合にあっては、<u>契約金額</u>。）の10分の1以上、指名競争入札、随意契約においては<u>契約金額を一年あたりの額に換算した額（借入期間が12月未満の場合にあっては、<u>契約金額</u>。）</u>の100分の5以上としなければならない。</p> <p>[3～5 略]</p> <p>(履行遅延の場合における延滞違約金)</p> <p>第13条 [略]</p> <p>2 前項の延滞違約金の額は、<u>契約金額</u>を一年あたりの額に換算した額（借入期間が12月未満の場合にあっては、<u>契約金額</u>。）につき、遅延日数に応じ、契約日における政府</p>	<p>(頭書)</p> <p>契約金額（<u>当初年度</u>）</p> <p><u>（ 年 月 日～ 年 月 日分）</u></p> <p><u>予定総額</u></p> <p><u>うち取引にかかる消費税及び地方消費税の額</u></p> <p>(契約の保証)</p> <p>第3条 [同左]</p> <p>2 前項の保証に係る契約保証金の額又は保証金額は、一般競争入札においては<u>契約金額（当初年度）</u>を一年あたりの額に換算した額（借入期間が12月未満の場合にあっては、<u>契約期間内に支払いことが見込まれる総額</u>。）の10分の1以上、指名競争入札、随意契約においては<u>100分の5以上</u>としなければならない。</p> <p>[3～5 同左]</p> <p>(履行遅延の場合における延滞違約金)</p> <p>第13条 [同左]</p> <p>2 前項の延滞違約金の額は、<u>契約金額（当初年度）</u>を一年あたりの額に換算した額（借入期間が12月未満の場合にあっては、<u>借入期間内に支払うことが見込まれる総額</u>。）に</p>

契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額とする。

（賃貸借料金の支払い）

第17条 発注者が契約金額を借入期間の月数で割った額を月額賃貸借料金とし、月単位で受注者に支払うものとする。なお、端数が生じた場合は、別紙年度別内訳の最初の年度に端数を含める。

[2～6 略]

（改造等の場合の承諾）

第20条 発注者は物品（装置）の改造又は他の器具を付加することについては、あらかじめ受注者の書面による承諾を得るものとする。

（契約が解除された場合等の違約金）

第23条の3 次の各号のいずれかに該当する場合においては、受注者は、一般競争入札においては契約金額を一年あたりの額に換算した額（借入期間が12月未満の場合にあつては、契約金額。）の10分の1、指名競争入札、随意契約においては契約金額を一年あたりの額に換算した額（借入期間が12月未満の場合にあつては、契約金額。）の100分の5に相当する額を違約金として、発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

つき、遅延日数に応じ、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額とする。

（賃貸借料金の支払い）

第17条 発注者が予定総額を借入期間の月数で割った額を月額賃貸借料金とし、月単位で受注者に支払うものとする。なお、端数が生じた場合は、当初年度の契約金額に端数を含める。

[2～6 同左]

（改造等の場合の文書による了解）

第20条 発注者は物品（装置）の改造又は他の器具を付加することについては、あらかじめ受注者の承諾を得るものとする。

（契約が解除された場合等の違約金）

第23条の3 次の各号のいずれかに該当する場合においては、受注者は、一般競争入札においては契約金額（当初年度）を一年あたりの額に換算した額（借入期間が12月未満の場合にあつては、借入期間内に支払うことが見込まれる総額。）の10分の1、指名競争入札、随意契約においては契約金額（当初年度）を一年あたりの額に換算した額（借入期間が12月未満の場合にあつては、借入期間内に支払うことが見込まれる総額。）の100分の5に相当する額を違約金として、発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

<p>〔(1)～(2) 略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>3 前条の規定により契約が解除された場合においては、受注者は、<u>契約金額</u>の100分の20に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。</p> <p><u>(情報通信の技術を利用する方法)</u></p> <p><u>第32条</u> この契約書において書面により行わなければならないこととされている催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、日本国の法令に違反しない限りにおいて、<u>電磁的方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。</u></p> <p>(補 則)</p> <p><u>第33条</u> 〔略〕</p> <p><u>別表</u></p> <p>〔表 別紙 挿入〕</p>	<p>〔(1)～(2) 同左〕</p> <p>2 〔同左〕</p> <p>3 前条の規定により契約が解除された場合においては、受注者は、<u>予定総額</u>の100分の20に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。</p> <p>〔新設〕</p> <p>(補 則)</p> <p><u>第32条</u> 〔同左〕</p> <p>〔新設〕</p>
<p>備考 表中の〔 〕の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	
<p>附 則</p> <p>この標準契約書の改正は、令和7年1月1日から実施する。ただし、適用日以前に発注する契約について、使用することを妨げるものではない。</p>	

[別紙]

年度別内訳

年度	支払予定額（うち取引にかかる消費税及び地方消費税の額）
令和 年度	円（ 円）

物品長期借入契約書（単価契約）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）をこれに対応する改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものを加える。

改正後	改正前																																																																
(頭書)	(頭書)																																																																
<table border="1" style="width: 100%; border-style: dashed;"> <tr> <td style="width: 20%;">単価契約金額</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">千</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%; text-align: center;">円</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> <tr> <td>(あたり)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>うち取引にかかる消費</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>税及び地方消費税の額</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	単価契約金額	千		円					(あたり)								うち取引にかかる消費								税及び地方消費税の額								<table border="1" style="width: 100%; border-style: dashed;"> <tr> <td style="width: 20%;">単価契約金額</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">百万</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%; text-align: center;">千</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%; text-align: center;">円</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> <tr> <td>(あたり)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>うち取引にかかる消費</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>税及び地方消費税の額</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	単価契約金額	百万		千		円			(あたり)								うち取引にかかる消費								税及び地方消費税の額							
単価契約金額	千		円																																																														
(あたり)																																																																	
うち取引にかかる消費																																																																	
税及び地方消費税の額																																																																	
単価契約金額	百万		千		円																																																												
(あたり)																																																																	
うち取引にかかる消費																																																																	
税及び地方消費税の額																																																																	
(契約の保証)	(契約の保証)																																																																
第3条 [略]	第3条 [同左]																																																																
<p>2 前項の保証に係る契約保証金の額又は保険金額は、一般競争入札においては単価契約金額に予定数量を一年あたりの数量に換算した数量を乗じた額（借入期間が12月未満の場合にあっては、単価契約金額に契約期間内に見込まれる予定数量を乗じた額）の10分の1以上、指名競争入札、随意契約においては<u>単価契約金額に予定数量を一年あたりの数量に換算した数量を乗じた額</u>（<u>借入期間が12月未満の場合にあっては、単価契約金額に借入期間内に見込まれる予定数量を乗じた額</u>）の100分の5以上としなければならない。</p>	<p>2 前項の保証に係る契約保証金の額又は保険金額は、一般競争入札においては単価契約金額に予定数量を一年あたりの数量に換算した数量を乗じた額（借入期間が12月未満の場合にあっては、単価契約金額に契約期間内に見込まれる予定数量を乗じた額）の10分の1以上、指名競争入札、随意契約においては<u>100分の5以上</u>としなければならない。</p>																																																																
[3～5 略]	[3～5 同左]																																																																

<p>(設置場所の変更)</p> <p>第11条 [略]</p> <p>2 前項の変更により<u>単価契約金額等</u>を変更する必要がある場合は、前条に定めるところによる。</p> <p>(改造等の場合の<u>承諾</u>)</p> <p>第20条 発注者は物品(装置)の改造又は他の器具を付加することについては、あらかじめ<u>受注者の書面による承諾</u>を得るものとする。</p> <p>(<u>情報通信の技術を利用する方法</u>)</p> <p><u>第32条</u> この契約書において書面により行わなければならないこととされている<u>催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、日本国の法令に違反しない限りにおいて、電磁的方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。</u></p> <p>(補 則)</p> <p><u>第33条</u> [略]</p>	<p>(設置場所の変更)</p> <p>第11条 [同左]</p> <p>2 前項の変更により<u>契約金額等</u>を変更する必要がある場合は、前条に定めるところによる。</p> <p>(改造等の場合の<u>文書による了解</u>)</p> <p>第20条 発注者は物品(装置)の改造又は他の器具を付加することについては、あらかじめ<u>受注者の承諾</u>を得るものとする。</p> <p>[新設]</p> <p>(補 則)</p> <p><u>第32条</u> [同左]</p>
<p>備考 表中の[]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	
<p>附 則</p> <p>この標準契約書の改正は、令和7年1月1日から実施する。ただし、適用日以前に発注する契約について、使用することを妨げるものではない。</p>	

物品売払契約書の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）をこれに対応する改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものを加える。

改正後	改正前
<p>(売払代金の納入)</p> <p>第5条 買受人は、売払代金（以下「代金」という。）を売払人の発行する<u>納入通知書等</u>により表記の納入期限までに売払人に納入しなければならない。</p> <p>[2 略]</p> <p><u>(情報通信の技術を利用する方法)</u></p> <p><u>第18条 この契約書において書面により行わなければならないこととされている催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、日本国の法令に違反しない限りにおいて、電磁的方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。</u></p> <p>(補 則)</p> <p><u>第19条</u> [略]</p>	<p>(売払代金の納入)</p> <p>第5条 買受人は、売払代金（以下「代金」という。）を売払人の発行する<u>納入通知書</u>により表記の納入期限までに売払人に納入しなければならない。</p> <p>[2 同左]</p> <p>[新設]</p> <p>(補則)</p> <p><u>第18条</u> [同左]</p>
<p>備考 表中の[]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	
<p>附 則</p> <p>この標準契約書の改正は、令和7年1月1日から実施する。ただし、適用日以前に発注する契約について、使用することを妨げるものではない。</p>	

物品売払契約書（単価契約）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）をこれに対応する改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものを加える。

改正後	改正前
<p>(頭書)</p> <p>本組合が発行する<u>納入通知書等</u>による (売払代金の納入)</p> <p>第6条 売払人は売払物品を買受人に確認させ、買受人との協議によって引渡し数量を確定した場合は、買受人は、単価契約金額に引渡し数量を乗じて得た額（以下「代金」という。）を売払人の発行する<u>納入通知書等</u>により指定された納入期限までに売払人に納入しなければならない。</p> <p>[2 略]</p> <p><u>(情報通信の技術を利用する方法)</u></p> <p><u>第19条 この契約書において書面により行わなければならないこととされている催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、日本国の法令に違反しない限りにおいて、電磁的方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。</u></p> <p>(補 則)</p> <p><u>第20条</u> [略]</p>	<p>(頭書)</p> <p>本組合が発行する<u>納入通知書</u>による (売払代金の納入)</p> <p>第6条 売払人は売払物品を買受人に確認させ、買受人との協議によって引渡し数量を確定した場合は、買受人は、単価契約金額に引渡し数量を乗じて得た額（以下「代金」という。）を売払人の発行する<u>納入通知書</u>により指定された納入期限までに売払人に納入しなければならない。</p> <p>[2 同左]</p> <p>[新設]</p> <p>(補則)</p> <p><u>第19条</u> [同左]</p>
<p>備考 表中の[]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	
<p>附 則</p>	

る契約について、使用することを妨げるものではない。

物品売払契約書（回収金属の単価契約）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）をこれに対応する改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものを加える。

改正後	改正前
<p>(頭書)</p> <p>本組合が発行する<u>納入通知書等</u>による (売払代金の納入)</p> <p>第6条 売払人は売払物品を買受人に確認させ、買受人との協議によって引渡し数量を確定した場合は、買受人は、単価契約金額に引渡し数量を乗じて得た額（以下「代金」という。）を売払人の発行する<u>納入通知書等</u>により指定された納入期限までに売払人に納入しなければならない。</p> <p>[2 略]</p> <p>3 買受人は、第1項の<u>納入通知書等</u>がその納入期限の日から起算して20日前の日の満了までに到着しなかった場合は、売払人に対して当該納入期限の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は売払人と買受人とが協議して定める。</p> <p>[4 略]</p> <p><u>(情報通信の技術を利用する方法)</u></p> <p><u>第19条 この契約書において書面により行わなければならないこととされている催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、日本国の法令に違反しない限りにおいて、電磁的方法を用いて行うことができる。た</u></p>	<p>(頭書)</p> <p>本組合が発行する<u>納入通知書</u>による (売払代金の納入)</p> <p>第6条 売払人は売払物品を買受人に確認させ、買受人との協議によって引渡し数量を確定した場合は、買受人は、単価契約金額に引渡し数量を乗じて得た額（以下「代金」という。）を売払人の発行する<u>納入通知書</u>により指定された納入期限までに売払人に納入しなければならない。</p> <p>[2 同左]</p> <p>3 買受人は、第1項の<u>納入通知書</u>がその納入期限の日から起算して20日前の日の満了までに到着しなかった場合は、売払人に対して当該納入期限の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は売払人と買受人とが協議して定める。</p> <p>[4 同左]</p> <p>[新設]</p>

<p><u>だし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。</u></p> <p>(補 則)</p> <p><u>第20条</u> [略]</p>	<p>(補則)</p> <p><u>第19条</u> [同左]</p>
<p>備考 表中の[]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	
<p>附 則</p> <p>この標準契約書の改正は、令和7年1月1日から実施する。ただし、適用日以前に発注する契約について、使用することを妨げるものではない。</p>	

業務委託契約書（成果物型）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）をこれに対応する改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものを加える。

改正後	改正前
<p>(個人情報等の管理義務)</p> <p>第7条 [略]</p> <p>[2 略]</p> <p>3 受注者は、第1項の記録媒体等について、業務を完了した後、速やかに廃棄、消去又は返却等するものとする。ただし、廃棄又は消去する際は、発注者の承認又は立会いを得て実施することとし、廃棄又は消去が完了した際には、その旨を<u>書面</u>により発注者に報告する等適切な対応をとらなければならない。</p>	<p>(個人情報等の管理義務)</p> <p>第7条 [同左]</p> <p>[2 同左]</p> <p>3 受注者は、第1項の記録媒体等について、業務を完了した後、速やかに廃棄、消去又は返却等するものとする。ただし、廃棄又は消去する際は、発注者の承認又は立会いを得て実施することとし、廃棄又は消去が完了した際には、その旨を<u>文書</u>により発注者に報告する等適切な対応をとらなければならない。</p>
<p>[4・5 略]</p> <p>(複写複製の禁止)</p> <p>第10条 受注者は、業務を行うための記録媒体等及び記録媒体等上の個人情報等を複写又は複製してはならない。ただし、発注者より<u>書面</u>による同意を得た場合はこの限りでない。</p>	<p>[4・5 同左]</p> <p>(複写複製の禁止)</p> <p>第10条 受注者は、業務を行うための記録媒体等及び記録媒体等上の個人情報等を複写又は複製してはならない。ただし、発注者より<u>文書</u>による同意を得た場合はこの限りでない。</p>
<p>[2 略]</p> <p>(概算契約)</p> <p>第52条 [略]</p> <p>2 本契約が概算契約である場合、契約書中「業務委託料」は、契約書記載の概算金額のことをいう。<u>この場合において、第1条、</u></p>	<p>[2 同左]</p> <p>(概算契約)</p> <p>第52条 [同左]</p> <p>2 本契約が概算契約である場合、契約書中「業務委託料」は、契約書記載の概算金額のことをいう。<u>ただし、第43条中「業務委</u></p>

<p><u>第36条、第38条及び第43条中「業務委託料」は、「業務完了後の実履行数量に契約書又は業務委託料内訳書に記載した単価を乗じた金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額」と読み替え、第43条の2及び第50条中「業務委託料」は、前項により業務委託料の確定が行われた後に限り、「業務完了後の実履行数量に契約書又は業務委託料内訳書に記載した単価を乗じた金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額」と読み替える。</u></p>	<p><u>託料」は「業務完了後の実履行数量に契約書又は業務委託料内訳書に記載した単価を乗じた金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額」と読み替える。</u></p>
<p><u>3 本契約が概算契約である場合、第19条中「業務委託料の請求及び受領」は、第1項により業務委託料の確定が行われた後に限り、「業務完了後の実履行数量に契約書又は業務委託料内訳書に記載した単価を乗じた金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額の請求及び受領」と読み替える。</u> <u>(情報通信の技術を利用する方法)</u></p>	<p>[新設]</p>
<p><u>第53条 この契約書において書面により行わなければならないこととされている指示等並びに第10条第1項に規定する書面による同意及び第16条の2第2項に規定する書面により行わなければならないとされている発注者の確認は、日本国の法令に違反しない限りにおいて、電磁的方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。</u></p>	<p>[新設]</p>
<p>(補 則)</p>	<p>(補則)</p>
<p><u>第54条</u> [略]</p>	<p><u>第53条</u> [同左]</p>

備考 表中の[]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線

は注記である。

附 則

この標準契約書の改正は、令和7年1月1日から実施する。ただし、適用日以前に発注する契約について、使用することを妨げるものではない。

業務委託契約書（経常型）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）をこれに対応する改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものを加える。

改正後	改正前
<p>(個人情報等の管理義務)</p> <p>第7条 [略]</p> <p>[2 略]</p> <p>3 受注者は、第1項の記録媒体等について、業務を完了した後、速やかに廃棄、消去又は返却等するものとする。ただし、廃棄又は消去する際は、発注者の承認又は立会いを得て実施することとし、廃棄又は消去が完了した際には、その旨を<u>書面</u>により発注者に報告する等適切な対応をとらなければならない。</p>	<p>(個人情報等の管理義務)</p> <p>第7条 [同左]</p> <p>[2 同左]</p> <p>3 受注者は、第1項の記録媒体等について、業務を完了した後、速やかに廃棄、消去又は返却等するものとする。ただし、廃棄又は消去する際は、発注者の承認又は立会いを得て実施することとし、廃棄又は消去が完了した際には、その旨を<u>文書</u>により発注者に報告する等適切な対応をとらなければならない。</p>
<p>[4・5 略]</p> <p>(複写複製の禁止)</p> <p>第10条 受注者は、業務を行うための記録媒体等及び記録媒体等上の個人情報等を複写又は複製してはならない。ただし、発注者より<u>書面</u>による同意を得た場合はこの限りでない。</p>	<p>[4・5 同左]</p> <p>(複写複製の禁止)</p> <p>第10条 受注者は、業務を行うための記録媒体等及び記録媒体等上の個人情報等を複写又は複製してはならない。ただし、発注者より<u>文書</u>による同意を得た場合はこの限りでない。</p>
<p>[2 略]</p> <p>(概算契約)</p> <p>第51条 [略]</p> <p>2 本契約が概算契約である場合、契約書中「業務委託料」は、契約書記載の概算金額のことをいう。<u>この場合において、第1条、</u></p>	<p>[2 同左]</p> <p>(概算契約)</p> <p>第51条 [同左]</p> <p>2 本契約が概算契約である場合、契約書中「業務委託料」は、契約書記載の概算金額のことをいう。<u>ただし、第42条中「業務委</u></p>

<p><u>第36条、第38条及び第42条中「業務委託料」は、「業務完了後の実履行数量に契約書又は業務委託料内訳書に記載した単価を乗じた金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額」と読み替え、第42条の2及び第49条中「業務委託料」は、前項により業務委託料の確定が行われた後に限り、「業務完了後の実履行数量に契約書又は業務委託料内訳書に記載した単価を乗じた金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額」と読み替える。</u></p>	<p><u>託料」は「業務完了後の実履行数量に契約書又は業務委託料内訳書に記載した単価を乗じた金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額」と読み替える。</u></p>
<p><u>3 本契約が概算契約である場合、第19条中「業務委託料の請求及び受領」は、第1項により業務委託料の確定が行われた後に限り、「業務完了後の実履行数量に契約書又は業務委託料内訳書に記載した単価を乗じた金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額の請求及び受領」と読み替える。</u> <u>(情報通信の技術を利用する方法)</u></p>	<p>[新設]</p>
<p><u>第52条 この契約書において書面により行わなければならないこととされている指示等並びに第10条第1項に規定する書面による同意及び第16条の2第2項に規定する書面により行わなければならないとされている発注者の確認は、日本国の法令に違反しない限りにおいて、電磁的方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。</u></p>	<p>[新設]</p>
<p>(補則)</p>	<p>(補則)</p>
<p><u>第53条</u> [略]</p>	<p><u>第52条</u> [同左]</p>

備考 表中の[]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線

は注記である。

附 則

この標準契約書の改正は、令和7年1月1日から実施する。ただし、適用日以前に発注する契約について、使用することを妨げるものではない。

業務委託契約書（単価契約用）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）をこれに対応する改正後欄に掲げる対象規定のように改め、改正前欄に掲げる対象規定をこれに対応する改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものを加える。

改正後	改正前
<p>(個人情報等の管理義務)</p> <p>第7条 [略]</p> <p>[2 略]</p> <p>3 受注者は、第1項の記録媒体等について、業務を完了した後、速やかに廃棄、消去又は返却等するものとする。ただし、廃棄又は消去する際は、発注者の承認又は立会いを得て実施することとし、廃棄又は消去が完了した際には、その旨を<u>書面</u>により発注者に報告する等適切な対応をとらなければならない。</p> <p>[4・5 略]</p> <p>(複写複製の禁止)</p> <p>第10条 受注者は、業務を行うための記録媒体等及び記録媒体等上の個人情報等を複写又は複製してはならない。ただし、発注者より<u>書面</u>による同意を得た場合はこの限りでない。</p> <p>[2 略]</p> <p><u>第50条及び第51条</u> 削除</p>	<p>(個人情報等の管理義務)</p> <p>第7条 [同左]</p> <p>[2 同左]</p> <p>3 受注者は、第1項の記録媒体等について、業務を完了した後、速やかに廃棄、消去又は返却等するものとする。ただし、廃棄又は消去する際は、発注者の承認又は立会いを得て実施することとし、廃棄又は消去が完了した際には、その旨を<u>文書</u>により発注者に報告する等適切な対応をとらなければならない。</p> <p>[4・5 同左]</p> <p>(複写複製の禁止)</p> <p>第10条 受注者は、業務を行うための記録媒体等及び記録媒体等上の個人情報等を複写又は複製してはならない。ただし、発注者より<u>文書</u>による同意を得た場合はこの限りでない。</p> <p>[2 同左]</p> <p><u>第50条</u> 削除 (概算契約)</p> <p><u>第51条</u> この契約書の頭書に概算契約である旨の記載がなされている契約（以下この条</p>

において「概算契約」という。)にあつては、設計図書記載の数量及び契約書記載の業務委託料は概算であり、発注者の都合により増減することがある。この場合にあつては、業務委託料の確定は、業務完了後の実履行数量に契約書又は業務委託料内訳書に記載した単価を乗じた金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して行うものとする。

- 2 本契約が概算契約である場合、契約書中「業務委託料」は、契約書記載の概算金額のことをいう。ただし、第42条中「業務委託料」は「業務完了後の実履行数量に契約書又は業務委託料内訳書に記載した単価を乗じた金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額」と読み替える。

(情報通信の技術を利用する方法)

第52条 この契約書において書面により行わなければならないこととされている指示等並びに第10条第1項に規定する書面による同意及び第16条の2第2項に規定する書面により行わなければならないとされている発注者の確認は、日本国の法令に違反しない限りにおいて、電磁的方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

(補則)

第53条 [略]

[新設]

(補則)

第52条 [同左]

備考 表中の[]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

この標準契約書の改正は、令和7年1月1日から実施する。ただし、適用日以前に発注す

る契約について、使用することを妨げるものではない。

業務委託契約書（長期継続契約用）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）をこれに対応する改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものを加える。

改正後	改正前
<p>(頭書)</p> <p>業務委託料 <u>(予定総額)</u></p> <p><u>年度別内訳は別紙のとおり</u></p> <p>[削る]</p> <p>(個人情報等の管理義務)</p> <p>第7条 [略]</p> <p>[2 略]</p> <p>3 受注者は、第1項の記録媒体等について、業務を完了した後、速やかに廃棄、消去又は返却等するものとする。ただし、廃棄又は消去する際は、発注者の承認又は立会いを得て実施することとし、廃棄又は消去が完了した際には、その旨を<u>書面</u>により発注者に報告する等適切な対応をとらなければならない。</p> <p>[4・5 略]</p> <p>(複写複製の禁止)</p> <p>第10条 受注者は、業務を行うための記録媒体等及び記録媒体等上の個人情報等を複写又は複製してはならない。ただし、発注者より<u>書面</u>による同意を得た場合はこの限りでない。</p>	<p>(頭書)</p> <p>業務委託料 <u>(当初年度金額)</u></p> <p><u>(年 月 日～ 年 月 日分)</u></p> <p><u>業務委託料 (予定総額)</u></p> <p><u>うち取引にかかる消費税及び地方消費税の額</u></p> <p>(個人情報等の管理義務)</p> <p>第7条 [同左]</p> <p>[2 同左]</p> <p>3 受注者は、第1項の記録媒体等について、業務を完了した後、速やかに廃棄、消去又は返却等するものとする。ただし、廃棄又は消去する際は、発注者の承認又は立会いを得て実施することとし、廃棄又は消去が完了した際には、その旨を<u>文書</u>により発注者に報告する等適切な対応をとらなければならない。</p> <p>[4・5 同左]</p> <p>(複写複製の禁止)</p> <p>第10条 受注者は、業務を行うための記録媒体等及び記録媒体等上の個人情報等を複写又は複製してはならない。ただし、発注者より<u>文書</u>による同意を得た場合はこの限りでない。</p>

[2 略]

(契約の保証)

第13条 [略]

2 前項の保証に係る契約保証金の額又は保険金額（第4項において「保証の額」という。）は、一般競争入札においては業務委託料を1年あたりの額に換算した額（契約期間が12月未満の場合にあっては、業務委託料。）の10分の1以上、指名競争入札、随意契約においては業務委託料を1年あたりの額に換算した額（契約期間が12月未満の場合にあっては、業務委託料。）の100分の5以上としなければならない。

3 [略]

4 業務委託料の変更があった場合には、一般競争入札においては保証の額が変更後の業務委託料を1年あたりの額に換算した額（契約期間が12月未満の場合にあっては、業務委託料。）の10分の1、指名競争入札及び随意契約においては変更後の業務委託料を1年あたりの額に換算した額（契約期間が12月未満の場合にあっては、業務委託料。）の100分の5に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

(履行遅延の場合における損害金等)

第42条 [略]

2 前項の延滞違約金の額は、業務委託料（業務委託料の変更があった場合には、変更後の業務委託料）から第39条に規定する支払

[2 同左]

(契約の保証)

第13条 [同左]

2 前項の保証に係る契約保証金の額又は保険金額（第4項において「保証の額」という。）は、一般競争入札においては業務委託料（当初年度金額）を1年あたりの額に換算した額（契約期間が12月未満の場合にあっては、契約期間内に支払うことが見込まれる総額。）の10分の1以上、指名競争入札、随意契約においては100分の5以上としなければならない。

3 [同左]

4 業務委託料の変更があった場合には、一般競争入札においては保証の額が変更後の業務委託料を1年あたりの額に換算した額（契約期間が12月未満の場合にあっては、契約期間内に支払うことが見込まれる総額。）の10分の1、指名競争入札及び随意契約においては100分の5に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

(履行遅延の場合における損害金等)

第42条 [同左]

2 前項の延滞違約金の額は、業務委託料（当初年度金額）を1年あたりの額に換算した額（ただし、業務委託料の変更があった場

い済みの部分払金を控除した額につき、遅延日数に応じ、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額とする。

3 [略]

(不当な取引制限等に係る損害賠償金)

第42条の2 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、発注者に対し、損害賠償金として、この契約の業務委託料の100分の20に相当する額を、発注者の指定する期間内に納付しなければならない。この契約が履行された場合において次の各号のいずれかに該当するときは、同様とする。

[(1)～(4) 略]

2 [略]

3 第1項の規定により受注者が損害賠償金を納付する場合においては、当該損害賠償金のうち、当該契約に係る支払済みの代金の業務委託料に対する割合に相当する部分について、当該代金の支払いの日から、支払の日における民事法定利率（民法第404条第3項の規定に基づき法務省令で定める率

合には、変更後の業務委託料。契約期間が12月未満の場合にあつては、契約期間内に支払うことが見込まれる総額。）から第39条に規定する支払い済みの部分払金（履行遅延のあった年度分に限る。）を控除した額につき、遅延日数に応じ、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額とする。なお、業務委託料の変更があつた場合には変更契約書に定める額とする。

3 [同左]

(不当な取引制限等に係る損害賠償金)

第42条の2 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、発注者に対し、損害賠償金として、この契約の業務委託料（予定総額）の100分の20に相当する額を、発注者の指定する期間内に納付しなければならない。この契約が履行された場合において次の各号のいずれかに該当するときは、同様とする。

[(1)～(4) 同左]

2 [同左]

3 第1項の規定により受注者が損害賠償金を納付する場合においては、当該損害賠償金のうち、当該契約に係る支払済みの代金の業務委託料（予定総額）に対する割合に相当する部分について、当該代金の支払いの日から、支払の日における民事法定利率（民法第404条第3項の規定に基づき法務

を言う。以下同じ。)の割合による利息を付さなければならない。

(契約が解除された場合等の違約金)

第43条の4 次の各号のいずれかに該当する
場合においては、受注者は、一般競争入札
においては業務委託料（業務委託料の変更
があった場合には、変更後の業務委託料。）
を1年あたりの額に換算した額（契約期間
が12月未満の場合にあっては、業務委託
料。）の10分の1、指名競争入札及び随意契
約においては業務委託料（業務委託料の変
更があった場合には、変更後の業務委託料）
を1年あたりの額に換算した額（契約期間
が12月未満の場合にあっては、業務委託
料。）の100分の5に相当する額を違約金と
して発注者の指定する期限までに支払わな
ければならない。

[(1)～(2) 略]

2 [略]

3 前条の規定により契約が解除された場合
においては、受注者は、業務委託料の100分
の20に相当する額を違約金として発注者の
指定する期間内に支払わなければならない。
い。

(概算契約)

第51条 この契約書の頭書に概算契約である
旨の記載がなされている契約（以下この条
において「概算契約」という。）にあっては、
設計図書記載の数量及び契約書記載の業務

省令で定める率を言う。以下同じ。)の割合
による利息を付さなければならない。

(契約が解除された場合等の違約金)

第43条の4 次の各号のいずれかに該当する
場合においては、受注者は、一般競争入札
においては業務委託料（当初年度金額。た
だし、業務委託料の変更があった場合には、
変更後の業務委託料）を1年あたりの額に
換算した額（契約期間が12月未満の場合に
あっては、契約期間内に支払うことが見込
まれる総額。）の10分の1、指名競争入札及
び随意契約においては業務委託料（当初年
度金額。ただし、業務委託料の変更があつ
た場合には、変更後の業務委託料）を1年
あたりの額に換算した額（契約期間が12月
未満の場合にあっては、契約期間内に支払
うことが見込まれる総額。）の100分の5に
相当する額を違約金として発注者の指定す
る期限までに支払わなければならない。

[(1)～(2) 同左]

2 [同左]

3 前条の規定により契約が解除された場合
においては、受注者は、業務委託料（予定
総額)の100分の20に相当する額を違約金と
して発注者の指定する期間内に支払わなけ
ればならない。

[新設]

委託料は概算であり、発注者の都合により増減することがある。この場合にあっては、業務委託料の確定は、業務完了後の実履行数量に契約書又は業務委託料内訳書に記載した単価を乗じた金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して行うものとする。

2 本契約が概算契約である場合、契約書中「業務委託料」は、契約書記載の概算金額のことをいう。この場合において、第1条、第36条、第38条及び第42条第3項中「業務委託料」は、「業務完了後の実履行数量に契約書又は業務委託料内訳書に記載した単価を乗じた金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額」と読み替え、第42条の2及び第49条中「業務委託料」は、前項により業務委託料の確定が行われた後に限り、「業務完了後の実履行数量に契約書又は業務委託料内訳書に記載した単価を乗じた金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額」と読み替える。

3 本契約が概算契約である場合、第19条中「業務委託料の請求及び受領」は、第1項により業務委託料の確定が行われた後に限り、「業務完了後の実履行数量に契約書又は業務委託料内訳書に記載した単価を乗じた金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額の請求及び受領」と読み替える。

4 本契約が概算契約である場合、第42条中「業務委託料（業務委託料の変更があった場合には、変更後の業務委託料。）」は、「業務完了後の実履行数量に契約書又は業務委

<p><u>託料内訳書に記載した単価を乗じた金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額」と読み替える。</u></p> <p><u>(情報通信の技術を利用する方法)</u></p> <p><u>第52条 この契約書において書面により行わなければならないこととされている指示等並びに第10条第1項に規定する書面による同意及び第16条の2第2項に規定する書面により行わなければならないとされている発注者の確認は、日本国の法令に違反しない限りにおいて、電磁的方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。</u></p> <p>(補 則)</p> <p><u>第53条</u> [略]</p> <p><u>別表</u></p> <p>[表 別紙 挿入]</p>	<p>[新設]</p> <p>(補則)</p> <p><u>第51条</u> [同左]</p> <p>[新設]</p>
<p>備考 表中の[]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	
<p>附 則</p> <p>この標準契約書の改正は、令和7年1月1日から実施する。ただし、適用日以前に発注する契約について、使用することを妨げるものではない。</p>	

[別紙]

年度別内訳

年度	支払予定額（うち取引にかかる消費税及び地方消費税の額）
令和 年度	円（ 円）

業務委託契約書（システム開発・改修用）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）をこれに対応する改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものを加える。

改正後	改正前
<p>(個人情報等の管理義務)</p> <p>第7条 [略]</p> <p>[2 略]</p> <p>3 受注者は、第1項の記録媒体等について、業務を完了した後、速やかに廃棄、消去又は返却等するものとする。ただし、廃棄又は消去する際は、発注者の承認又は立会いを得て実施することとし、廃棄又は消去が完了した際には、その旨を<u>書面</u>により発注者に報告する等適切な対応をとらなければならない。</p> <p>[4・5 略]</p> <p>(複写複製の禁止)</p> <p>第10条 受注者は、業務を行うための記録媒体等及び記録媒体等上の個人情報等を複写又は複製してはならない。ただし、発注者より<u>書面</u>による同意を得た場合はこの限りでない。</p> <p>[2 略]</p> <p><u>(情報通信の技術を利用する方法)</u></p> <p><u>第51条 この契約書において書面により行わなければならないこととされている指示等並びに第10条第1項に規定する書面による同意、第16条第2項に規定する書面による</u></p>	<p>(個人情報等の管理義務)</p> <p>第7条 [同左]</p> <p>[2 同左]</p> <p>3 受注者は、第1項の記録媒体等について、業務を完了した後、速やかに廃棄、消去又は返却等するものとする。ただし、廃棄又は消去する際は、発注者の承認又は立会いを得て実施することとし、廃棄又は消去が完了した際には、その旨を<u>文書</u>により発注者に報告する等適切な対応をとらなければならない。</p> <p>[4・5 同左]</p> <p>(複写複製の禁止)</p> <p>第10条 受注者は、業務を行うための記録媒体等及び記録媒体等上の個人情報等を複写又は複製してはならない。ただし、発注者より<u>文書</u>による同意を得た場合はこの限りでない。</p> <p>[2 同左]</p> <p>[新設]</p>

<p><u>申請及び第16条の2第2項に規定する書面により行わなければならないとされている発注者の確認は、日本国の法令に違反しない限りにおいて、電磁的方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。</u></p> <p>(補 則)</p> <p><u>第52条</u> [略]</p>	<p>(補 則)</p> <p><u>第51条</u> [同左]</p>
<p>備考 表中の[]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	
<p>附 則</p> <p>この標準契約書の改正は、令和7年1月1日から実施する。ただし、適用日以前に発注する契約について、使用することを妨げるものではない。</p>	

業務委託契約書（システム運用・保守用）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）をこれに対応する改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものを加える。

改正後	改正前
<p>(個人情報等の管理義務)</p> <p>第7条 [略]</p> <p>[2 略]</p> <p>3 受注者は、第1項の記録媒体等について、業務を完了した後、速やかに廃棄、消去又は返却等するものとする。ただし、廃棄又は消去する際は、発注者の承認又は立会いを得て実施することとし、廃棄又は消去が完了した際には、その旨を<u>書面</u>により発注者に報告する等適切な対応をとらなければならない。</p> <p>[4・5 略]</p> <p>(複写複製の禁止)</p> <p>第10条 受注者は、業務を行うための記録媒体等及び記録媒体等上の個人情報等を複写又は複製してはならない。ただし、発注者より<u>書面</u>による同意を得た場合はこの限りでない。</p> <p>[2 略]</p> <p><u>(情報通信の技術を利用する方法)</u></p> <p><u>第53条 この契約書において書面により行わなければならないこととされている指示等並びに第10条第1項に規定する書面による同意、第16条第2項に規定する書面による</u></p>	<p>(個人情報等の管理義務)</p> <p>第7条 [同左]</p> <p>[2 同左]</p> <p>3 受注者は、第1項の記録媒体等について、業務を完了した後、速やかに廃棄、消去又は返却等するものとする。ただし、廃棄又は消去する際は、発注者の承認又は立会いを得て実施することとし、廃棄又は消去が完了した際には、その旨を<u>文書</u>により発注者に報告する等適切な対応をとらなければならない。</p> <p>[4・5 同左]</p> <p>(複写複製の禁止)</p> <p>第10条 受注者は、業務を行うための記録媒体等及び記録媒体等上の個人情報等を複写又は複製してはならない。ただし、発注者より<u>文書</u>による同意を得た場合はこの限りでない。</p> <p>[2 同左]</p> <p>[新設]</p>

<p><u>申請及び第16条の2第2項に規定する書面により行わなければならないとされている発注者の確認は、日本国の法令に違反しない限りにおいて、電磁的方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。</u></p> <p>(補 則)</p> <p><u>第54条</u> [略]</p>	<p>(補則)</p> <p><u>第53条</u> [同左]</p>
<p>備考 表中の[]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	
<p>附 則</p> <p>この標準契約書の改正は、令和7年1月1日から実施する。ただし、適用日以前に発注する契約について、使用することを妨げるものではない。</p>	

業務委託契約書（システム運用・保守用）（長期継続契約用）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）をこれに対応する改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものを加える。

改正後	改正前
<p>(頭書)</p> <p>業務委託料 <u>(予定総額)</u></p> <p><u>年度別内訳は別紙のとおり</u></p> <p>[削る]</p> <p>(個人情報等の管理義務)</p> <p>第7条 [略]</p> <p>[2 略]</p> <p>3 受注者は、第1項の記録媒体等について、業務を完了した後、速やかに廃棄、消去又は返却等するものとする。ただし、廃棄又は消去する際は、発注者の承認又は立会いを得て実施することとし、廃棄又は消去が完了した際には、その旨を<u>書面</u>により発注者に報告する等適切な対応をとらなければならない。</p> <p>[4・5 略]</p> <p>(複写複製の禁止)</p> <p>第10条 受注者は、業務を行うための記録媒体等及び記録媒体等上の個人情報等を複写又は複製してはならない。ただし、発注者より<u>書面</u>による同意を得た場合はこの限りでない。</p> <p>[2 略]</p>	<p>(頭書)</p> <p>業務委託料 <u>(当初年度金額)</u></p> <p><u>(年 月 日～ 年 月 日分)</u></p> <p><u>業務委託料 (予定総額)</u></p> <p><u>うち取引にかかる消費税及び地方消費税の額</u></p> <p>(個人情報等の管理義務)</p> <p>第7条 [同左]</p> <p>[2 同左]</p> <p>3 受注者は、第1項の記録媒体等について、業務を完了した後、速やかに廃棄、消去又は返却等するものとする。ただし、廃棄又は消去する際は、発注者の承認又は立会いを得て実施することとし、廃棄又は消去が完了した際には、その旨を<u>文書</u>により発注者に報告する等適切な対応をとらなければならない。</p> <p>[4・5 同左]</p> <p>(複写複製の禁止)</p> <p>第10条 受注者は、業務を行うための記録媒体等及び記録媒体等上の個人情報等を複写又は複製してはならない。ただし、発注者より<u>文書</u>による同意を得た場合はこの限りでない。</p> <p>[2 同左]</p>

(契約の保証)

第13条 [略]

2 前項の保証に係る契約保証金の額又は保険金額（第4項において「保証の額」という。）は、一般競争入札においては業務委託料を1年あたりの額に換算した額（契約期間が12月未満の場合にあっては、業務委託料。）の10分の1以上、指名競争入札、随意契約においては業務委託料を1年あたりの額に換算した額（契約期間が12月未満の場合にあっては、業務委託料。）の100分の5以上としなければならない。

3 [略]

4 業務委託料の変更があった場合には、一般競争入札においては保証の額が変更後の業務委託料を1年あたりの額に換算した額（契約期間が12月未満の場合にあっては、業務委託料。）の10分の1、指名競争入札及び随意契約においては変更後の業務委託料を1年あたりの額に換算した額（契約期間が12月未満の場合にあっては、業務委託料。）の100分の5に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

(履行遅延の場合における損害金等)

第44条 [略]

2 前項の延滞違約金の額は、業務委託料（業務委託料の変更があった場合には、変更後の業務委託料）から第39条に規定する支払い済みの部分払金及び第41条に規定する部

(契約の保証)

第13条 [同左]

2 前項の保証に係る契約保証金の額又は保険金額（第4項において「保証の額」という。）は、一般競争入札においては業務委託料（当初年度金額）を1年あたりの額に換算した額（契約期間が12月未満の場合にあっては、契約期間内に支払うことが見込まれる総額。）の10分の1以上、指名競争入札、随意契約においては100分の5以上としなければならない。

3 [同左]

4 業務委託料の変更があった場合には、一般競争入札においては保証の額が変更後の業務委託料を1年あたりの額に換算した額（契約期間が12月未満の場合にあっては、契約期間内に支払うことが見込まれる総額。）の10分の1、指名競争入札及び随意契約においては100分の5に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

(履行遅延の場合における損害金等)

第44条 [同左]

2 前項の延滞違約金の額は、業務委託料（当初年度金額）を1年あたりの額に換算した額（ただし、業務委託料の変更があった場合には、変更後の業務委託料。契約期間が

分引渡しに係る業務委託料を控除した額につき、遅延日数に応じ、契約日数に応じ、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額とする。

3 [略]

(不当な取引制限等に係る損害賠償金)

第44条の2 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、発注者に対し、損害賠償金として、この契約の業務委託料の100分の20に相当する額を、発注者の指定する期間内に納付しなければならない。この契約が履行された場合において次の各号のいずれかに該当するときは、同様とする。

[(1)～(4) 略]

2 [略]

3 第1項の規定により受注者が損害賠償金を納付する場合には、当該損害賠償金のうち、当該契約に係る支払済みの代金の業務委託料に対する割合に相当する部分について、当該代金の支払いの日から、支払の日における民事法定利率（民法第404条第3項の規定に基づき法務省令で定める率

12月未満の場合にあつては、契約期間内に支払うことが見込まれる総額。)から第39条に規定する支払い済みの部分払金及び第41条に規定する部分引渡しに係る業務委託料（履行遅延のあつた年度分に限る。）を控除した額につき、遅延日数に応じ、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額とする。なお、業務委託料の変更があつた場合には変更契約書に定める額とする。

3 [同左]

(不当な取引制限等に係る損害賠償金)

第44条の2 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、発注者に対し、損害賠償金として、この契約の業務委託料（予定総額）の100分の20に相当する額を、発注者の指定する期間内に納付しなければならない。この契約が履行された場合において次の各号のいずれかに該当するときは、同様とする。

[(1)～(4) 同左]

2 [同左]

3 第1項の規定により受注者が損害賠償金を納付する場合には、当該損害賠償金のうち、当該契約に係る支払済みの代金の業務委託料（予定総額）に対する割合に相当する部分について、当該代金の支払いの日から、支払の日における民事法定利率（民法第404条第3項の規定に基づき法務

を言う。以下同じ。)の割合による利息を付さなければならない。

(契約が解除された場合等の違約金)

第45条の4 次の各号のいずれかに該当する
場合においては、受注者は、一般競争入札
においては業務委託料（業務委託料の変更
があった場合には、変更後の業務委託料。）
を1年あたりの額に換算した額（契約期間
が12月未満の場合にあっては、業務委託
料。）の10分の1、指名競争入札及び随意契
約においては業務委託料（業務委託料の変
更があった場合には、変更後の業務委託料）
を1年あたりの額に換算した額（契約期間
が12月未満の場合にあっては、業務委託
料。）の100分の5に相当する額を違約金と
して発注者の指定する期限までに支払わな
ければならない。

[(1)～(2) 略]

2 [略]

3 前条の規定により契約が解除された場合
においては、受注者は、業務委託料の100分
の20に相当する額を違約金として発注者の
指定する期間内に支払わなければならない
い。

(情報通信の技術を利用する方法)

第53条 この契約書において書面により行わ
なければならないこととされている指示等
並びに第10条第1項に規定する書面による
同意、第16条第2項に規定する書面による

省令で定める率を言う。以下同じ。)の割合
による利息を付さなければならない。

(契約が解除された場合等の違約金)

第45条の4 次の各号のいずれかに該当する
場合においては、受注者は、一般競争入札
においては業務委託料（当初年度金額。た
だし、業務委託料の変更があった場合には、
変更後の業務委託料）を1年あたりの額に
換算した額（契約期間が12月未満の場合に
あっては、契約期間内に支払うことが見込
まれる総額。）の10分の1、指名競争入札及
び随意契約においては業務委託料（当初年
度金額。ただし、業務委託料の変更があっ
た場合には、変更後の業務委託料）を1年
あたりの額に換算した額（契約期間が12月
未満の場合にあっては、契約期間内に支払
うことが見込まれる総額。）の100分の5に
相当する額を違約金として発注者の指定す
る期限までに支払わなければならない。

[(1)～(2) 同左]

2 [同左]

3 前条の規定により契約が解除された場合
においては、受注者は、業務委託料の100分
の20（予定総額）に相当する額を違約金と
して発注者の指定する期間内に支払わなけ
ればならない。

[新設]

<p><u>申請及び第16条の2第2項に規定する書面により行わなければならないとされている発注者の確認は、日本国の法令に違反しない限りにおいて、電磁的方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。</u></p> <p>(補 則)</p> <p><u>第54条</u> [略]</p> <p><u>別表</u></p> <p>[表 別紙 挿入]</p>	<p>(補則)</p> <p><u>第53条</u> [同左]</p> <p>[新設]</p>
<p>備考 表中の[]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	
<p>附 則</p> <p>この標準契約書の改正は、令和7年1月1日から実施する。ただし、適用日以前に発注する契約について、使用することを妨げるものではない。</p>	

[別紙]

年度別内訳

年度	支払予定額（うち取引にかかる消費税及び地方消費税の額）
令和 年度	円（ 円）

土木設計等業務委託契約書の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）をこれに対応する改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものを加える。

改正後	改正前
<p>(個人情報等の管理義務)</p> <p>第7条 [略]</p> <p>[2 略]</p> <p>3 受注者は、第1項の記録媒体等について、業務を完了した後、速やかに廃棄、消去又は返却等するものとする。ただし、廃棄又は消去する際は、発注者の承認又は立会いを得て実施することとし、廃棄又は消去が完了した際には、その旨を<u>書面</u>により発注者に報告する等適切な対応をとらなければならない。</p> <p>[4・5 略]</p> <p>(複写複製の禁止)</p> <p>第10条 受注者は、業務を行うための記録媒体等及び記録媒体等上の個人情報等を複写又は複製してはならない。ただし、発注者より<u>書面</u>による同意を得た場合はこの限りでない。</p> <p>[2 略]</p> <p><u>(情報通信の技術を利用する方法)</u></p> <p><u>第55条 この契約書において書面により行わなければならないこととされている指示等並びに第10条第1項に規定する書面による同意及び第16条の2第2項に規定する書面</u></p>	<p>(個人情報等の管理義務)</p> <p>第7条 [同左]</p> <p>[2 同左]</p> <p>3 受注者は、第1項の記録媒体等について、業務を完了した後、速やかに廃棄、消去又は返却等するものとする。ただし、廃棄又は消去する際は、発注者の承認又は立会いを得て実施することとし、廃棄又は消去が完了した際には、その旨を<u>文書</u>により発注者に報告する等適切な対応をとらなければならない。</p> <p>[4・5 同左]</p> <p>(複写複製の禁止)</p> <p>第10条 受注者は、業務を行うための記録媒体等及び記録媒体等上の個人情報等を複写又は複製してはならない。ただし、発注者より<u>文書</u>による同意を得た場合はこの限りでない。</p> <p>[2 同左]</p> <p>[新設]</p>

<p><u>により行わなければならないとされている発注者の確認は、日本国の法令に違反しない限りにおいて、電磁的方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。</u></p> <p>(補 則)</p> <p><u>第56条</u> [略]</p>	<p>(補則)</p> <p><u>第55条</u> [同左]</p>
<p>備考 表中の[]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	
<p>附 則</p> <p>この標準契約書の改正は、令和7年1月1日から実施する。ただし、適用日以前に発注する契約について、使用することを妨げるものではない。</p>	

測量等業務委託契約書の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）をこれに対応する改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものを加える。

改正後	改正前
<p>(個人情報等の管理義務)</p> <p>第7条 [略]</p> <p>[2 略]</p> <p>3 受注者は、第1項の記録媒体等について、業務を完了した後、速やかに廃棄、消去又は返却等するものとする。ただし、廃棄又は消去する際は、発注者の承認又は立会いを得て実施することとし、廃棄又は消去が完了した際には、その旨を<u>書面</u>により発注者に報告する等適切な対応をとらなければならない。</p> <p>[4・5 略]</p> <p>(複写複製の禁止)</p> <p>第10条 受注者は、業務を行うための記録媒体等及び記録媒体等上の個人情報等を複写又は複製してはならない。ただし、発注者より<u>書面</u>による同意を得た場合はこの限りでない。</p> <p>[2 略]</p> <p><u>(情報通信の技術を利用する方法)</u></p> <p><u>第55条 この契約書において書面により行わなければならないこととされている指示等並びに第10条第1項に規定する書面による同意及び第16条の2第2項に規定する書面</u></p>	<p>(個人情報等の管理義務)</p> <p>第7条 [同左]</p> <p>[2 同左]</p> <p>3 受注者は、第1項の記録媒体等について、業務を完了した後、速やかに廃棄、消去又は返却等するものとする。ただし、廃棄又は消去する際は、発注者の承認又は立会いを得て実施することとし、廃棄又は消去が完了した際には、その旨を<u>文書</u>により発注者に報告する等適切な対応をとらなければならない。</p> <p>[4・5 同左]</p> <p>(複写複製の禁止)</p> <p>第10条 受注者は、業務を行うための記録媒体等及び記録媒体等上の個人情報等を複写又は複製してはならない。ただし、発注者より<u>文書</u>による同意を得た場合はこの限りでない。</p> <p>[2 同左]</p> <p>[新設]</p>

<p><u>により行わなければならないとされている発注者の確認は、日本国の法令に違反しない限りにおいて、電磁的方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。</u></p> <p>(補則)</p> <p><u>第56条</u> [略]</p>	<p>(補則)</p> <p><u>第55条</u> [同左]</p>
<p>備考 表中の[]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	
<p>附 則</p> <p>この標準契約書の改正は、令和7年1月1日から実施する。ただし、適用日以前に発注する契約について、使用することを妨げるものではない。</p>	

建築設計業務委託契約書の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）をこれに対応する改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものを加える。

改正後	改正前
<p>(個人情報等の管理義務)</p> <p>第7条 [略]</p> <p>[2 略]</p> <p>3 受注者は、第1項の記録媒体等について、業務を完了した後、速やかに廃棄、消去又は返却等するものとする。ただし、廃棄又は消去する際は、発注者の承認又は立会いを得て実施することとし、廃棄又は消去が完了した際には、その旨を<u>書面</u>により発注者に報告する等適切な対応をとらなければならない。</p> <p>[4・5 略]</p> <p>(複写複製の禁止)</p> <p>第10条 受注者は、業務を行うための記録媒体等及び記録媒体等上の個人情報等を複写又は複製してはならない。ただし、発注者より<u>書面</u>による同意を得た場合はこの限りでない。</p> <p>[2 略]</p> <p><u>(情報通信の技術を利用する方法)</u></p> <p><u>第54条 この契約書において書面により行わなければならないこととされている指示等並びに第10条第1項に規定する書面による同意及び第16条の2第2項に規定する書面</u></p>	<p>(個人情報等の管理義務)</p> <p>第7条 [同左]</p> <p>[2 同左]</p> <p>3 受注者は、第1項の記録媒体等について、業務を完了した後、速やかに廃棄、消去又は返却等するものとする。ただし、廃棄又は消去する際は、発注者の承認又は立会いを得て実施することとし、廃棄又は消去が完了した際には、その旨を<u>文書</u>により発注者に報告する等適切な対応をとらなければならない。</p> <p>[4・5 同左]</p> <p>(複写複製の禁止)</p> <p>第10条 受注者は、業務を行うための記録媒体等及び記録媒体等上の個人情報等を複写又は複製してはならない。ただし、発注者より<u>文書</u>による同意を得た場合はこの限りでない。</p> <p>[2 同左]</p> <p>[新設]</p>

<p><u>により行わなければならないとされている発注者の確認は、日本国の法令に違反しない限りにおいて、電磁的方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。</u></p> <p>(補則)</p> <p><u>第55条</u> [略]</p>	<p>(補則)</p> <p><u>第54条</u> [同左]</p>
<p>備考 表中の[]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	
<p>附 則</p> <p>この標準契約書の改正は、令和7年1月1日から実施する。ただし、適用日以前に発注する契約について、使用することを妨げるものではない。</p>	

建築工事監理業務委託契約書の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）をこれに対応する改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものを加える。

改正後	改正前
<p>(個人情報等の管理義務)</p> <p>第7条 [略]</p> <p>[2 略]</p> <p>3 受注者は、第1項の記録媒体等について、業務を完了した後、速やかに廃棄、消去又は返却等するものとする。ただし、廃棄又は消去する際は、発注者の承認又は立会いを得て実施することとし、廃棄又は消去が完了した際には、その旨を<u>書面</u>により発注者に報告する等適切な対応をとらなければならない。</p> <p>[4・5 略]</p> <p>(複写複製の禁止)</p> <p>第10条 受注者は、業務を行うための記録媒体等及び記録媒体等上の個人情報等を複写又は複製してはならない。ただし、発注者より<u>書面</u>による同意を得た場合はこの限りでない。</p> <p>[2 略]</p> <p><u>(情報通信の技術を利用する方法)</u></p> <p><u>第49条 この契約書において書面により行わなければならないこととされている指示等並びに第10条第1項に規定する書面による同意及び第16条の2第2項に規定する書面</u></p>	<p>(個人情報等の管理義務)</p> <p>第7条 [同左]</p> <p>[2 同左]</p> <p>3 受注者は、第1項の記録媒体等について、業務を完了した後、速やかに廃棄、消去又は返却等するものとする。ただし、廃棄又は消去する際は、発注者の承認又は立会いを得て実施することとし、廃棄又は消去が完了した際には、その旨を<u>文書</u>により発注者に報告する等適切な対応をとらなければならない。</p> <p>[4・5 同左]</p> <p>(複写複製の禁止)</p> <p>第10条 受注者は、業務を行うための記録媒体等及び記録媒体等上の個人情報等を複写又は複製してはならない。ただし、発注者より<u>文書</u>による同意を得た場合はこの限りでない。</p> <p>[2 同左]</p> <p>[新設]</p>

<p><u>により行わなければならないとされている発注者の確認は、日本国の法令に違反しない限りにおいて、電磁的方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。</u></p> <p>(補則)</p> <p><u>第50条</u> [略]</p>	<p>(補則)</p> <p><u>第49条</u> [同左]</p>
<p>備考 表中の[]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	
<p>附 則</p> <p>この標準契約書の改正は、令和7年1月1日から実施する。ただし、適用日以前に発注する契約について、使用することを妨げるものではない。</p>	

(物品借入契約における特約条項の条文)

保守込みの場合

(保 守)

第 条 受注者は、発注者が物品（装置）を常に安全かつ完全に使用できるよう仕様書等の保守内容に基づき保守を行い、その費用を負担する。

2 受注者は、発注者から第 15 条第 2 項の報告を受けたときは、受注者の負担で速やかに修理しなければならない。ただし、発注者の責めに帰すべき事由により修理又は調整の必要が生じたときは、発注者は、別途それに要する費用を負担する。

3 受注者は、保守の実施方法について、あらかじめ発注者の承認を得て、これを実施するものとする。

4 発注者は、物品（装置）の保守管理に必要な電気料金を負担する。

(委託の制限)

第 条 受注者は、保守を委託しようとする場合はあらかじめ、書面により発注者の承諾を得なければならない。当該承諾に係る書面の記載事項を変更しようとする場合も同様とする。

2 発注者は、受注者に対して、委託先事業者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

3 受注者は、委託先の保守の履行について、受注者自らこの契約を履行する場合と同様の責任を負うものとする。